

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第79号)の概要

- 国家公務員の退職給付(※)については、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて官民均衡を確保
 - ※ 退職給付：退職手当及び共済年金給付（使用者拠出分）
- 人事院が行った官民比較調査の結果、平均78.1万円公務が民間を上回ることから、退職手当の支給水準を引下げ

法律概要

1 退職手当の支給水準の引下げ

官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、87/100から83.7/100に引き下げる。

国家公務員の退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出。

基本額：退職日の俸給月額 × 勤続期間・退職理由別支給率 × 調整率
調整額：職責に応じた加算額

※ その他、基本額を算定基礎としている特別職職員等の調整額について、調整率改定の影響を与えないようにするため、所要の措置を講ずる。

2 施行期日

平成30年1月1日